

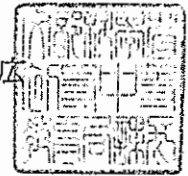


27文科初児生第3号
平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広



(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあつては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

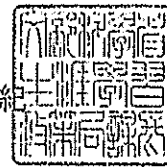
項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。



28生社教第1号
平成28年6月20日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西井知



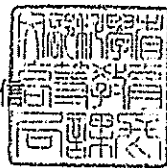
(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田知



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長
森田正



(印 影 印 刷)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について（通知）

このたび、別紙1のとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「本法」という。）が本年6月3日に公布、施行されました。

本法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、こ

れを推進することを目的とするものです。特に、第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定されています。

なお、別紙2及び別紙3のとおり、それぞれ衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法について十分了知されるとともに、本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いいたします。

<添付資料>

(別紙1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(別紙2) 附帯決議(参議院法務委員会)

(別紙3) 附帯決議(衆議院法務委員会)

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電 話 03(5253)4111(内線2970)

F A X 03(6734)3718

e-mail syakai@mext.go.jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電 話 03(5253)4111(内線3297)

F A X 03(6734)3735

e-mail jidous@mext.go.jp

【高等教育に関すること】

高等教育局高等教育企画課法規係

電 話 03(5253)4111(内線2475)

F A X 03(6734)

e-mail koutou@mext.go.jp

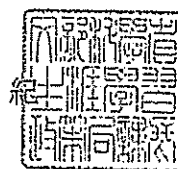
別紙略



28生社教第15号
平成29年2月6日

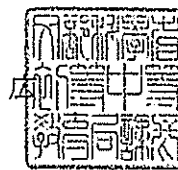
各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西 井 知



(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長
角 田 喜



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局専門教育課長
浅 野 敦



(印 影 印 刷)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について (通知)

このたび、別紙1のとおり、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「本法」という。)が昨年12月16日に公布、施行されました。

本法は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。また、別紙2のとおり、衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法及び附帯決議について十分了知されるとともに、本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

<添付資料>

- (別紙1) 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)
- (別紙2) 衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電話 03(5253)4111(内線2970)

FAX 03(6734)3718

e-mail syakai@mext.go.jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電話 03(5253)4111(内線3297)

FAX 03(6734)3735

e-mail jidous@mext.go.jp

【大学に関すること】

高等教育局大学振興課学務係

電話 03(5253)4111(内線3034)

FAX 03(6734)3387

e-mail daikaika@mext.go.jp

【高等専門学校に関すること】

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話 03(5253)4111(内線3347)

FAX 03(6734)3389

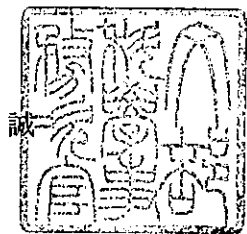
e-mail senmon@mext.go.jp

別紙略

元文庁第 231 号
令和元年 6 月 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長
殿

文部科学事務次官
藤原



(印影印刷)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第 198 回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）が、令和元年 5 月 24 日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成 9 年法律第 52 号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

第1 法律の概要

1 総則

(1) 目的(第1条)

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念(第3条、第4条)

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。
- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。
- エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務(第5条)

- ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。
- エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力(第6条)

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針(第7条)

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針(第8条)

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

- ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。
- イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かなければならないこと。
- ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができること。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いします。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

(参議院)

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

(衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

(参議院)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111 (内線 4785)



元教参学第30号
令和元年11月25日

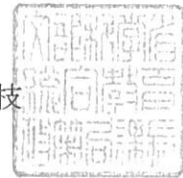
各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校担当事務主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各国公立大学担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



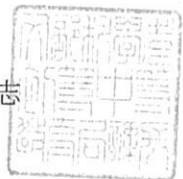
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
根本幸枝



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大濱健志



(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長
西田憲史



(印影印刷)

文部科学省高等教育局専門教育課長
黄地吉隆



(印影印刷)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「補償法」という。）、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号）及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所並びに同項第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める本邦以外の地域」（令和元年厚生労働省告示第 172 号）並びに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 56 号）が令和元年 11 月 22 日に公布・施行されました。

法律等の詳細は別添のとおりですが、「補償法」では前文において、国会及び政府が悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、「ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするとされているところ」です。また、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年 7 月 12 日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

本件について、各都道府県教育委員会にあっては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省医政局及び社会・援護局にあっては所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

< 添付資料 >

- 別添①：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（令和元年11月22日付け健発1122第1号・医発1122第1号厚生労働省健康局長・医政局長通知）
- 別添②：ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（担当）

【社会教育に関すること】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
共生社会学習企画係

tel：03-5253-4111（内線3276）

fax：03-6734-3719

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

tel：03-5253-4111（内線3291）

fax：03-6734-3735

【高等教育に関すること】

高等教育局大学振興課学務係

tel：03-5253-4111（内線3034）

fax：03-6734-3735

【高等専門学校に関すること】

高等教育局専門教育課高等専門学校係

tel：03-5253-4111（内線3347）

fax：03-6734-3389

【専修学校・各種学校に関すること】

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

tel：03-5253-4111（内線2915）

fax：03-6734-3281

別添略

事 務 連 絡
令和3年10月4日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の 御中
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた
人権教育推進検討チームの当面の取組について

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年10月に、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置し、検討を進めてまいりました。このたび、当該検討チームにおける議論を踏まえた当面の取組等について取りまとめを行いましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、ハンセン病に関する教育の充実に努めてしていただきますよう、御配慮のほど、よろしく願いいたします。

<添付資料>

文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

【本件連絡先】

(社会教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係

若林、野口、熊田

TEL : 03-5253-4111 (内線 3406) E-mail : kyousei@mext.go.jp

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

八田、増田

TEL : 03-5253-4111 (内線 3291) E-mail : jidous@mext.go.jp

検討の背景と経緯

- ▶ 「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための具体的な検討を行うことを目的として、文部科学大臣政務官を座長とする「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」を文部科学省内に設置。（座長：文部科学大臣政務官、事務局長：総合教育政策局長、構成員：初等中等教育局長、高等教育局長）
- ▶ 有識者ヒアリングを含む会議（9回）と関係施設の視察（6箇所）等を行い検討を進めた。

第1回（令和元年10月29日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置について
- ・熊本ハンセン病家族訴訟について
- ・文部科学省におけるハンセン病に関する教育の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング
梅野正信 上越教育大学理事兼副学長

第2回（令和元年11月13日）

- ・学校教育に関する現状の取組について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
小泉ひとみ 東村山市立萩山小学校校長
太田元 東村山市立東村山第三中学校統括校長
井上貴雅 東村山市教育委員会教育部次長（学校教育担当）
鈴木賢次 東村山市教育委員会統括指導主事

第3回（令和元年11月28日）

- ・ハンセン病補償法、問題基本法改正法について
- ・登米市立新田中学校の視察について
- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（社会教育、高等教育）
飯開輝久雄 合志市教育委員会人権啓発教育課長
近藤真紀子 香川県立保健医療大学教授

第4回（令和2年1月29日）

- ・文部科学省職員向け研修講話
黄光男 ハンセン病家族訴訟原告団副団長

第5回（令和2年2月26日）

- ・これまでの議論の整理について

第6回（令和3年3月4日）

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの設置要領改訂について
- ・文部科学省におけるこれまでの主な取組について
- ・今後考えられる取組について

第7回（令和3年4月19日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
佐久間建 都立武蔵台学園府中分教室教諭

第8回（令和3年6月17日）

- ・人権教育推進に関する有識者ヒアリング（初等中等教育）
大高俊一郎 国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課長

第9回（令和3年9月30日）

- ・これまでの議論の整理について

視察①（令和元年10月16日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

視察②（令和元年11月20日）

- ・登米市立新田中学校
- ・国立療養所東北新生園

視察③（令和2年2月17日）

- ・国立療養所菊池恵楓園
- ・福岡県教育委員会

視察④（令和2年11月19日）

- ・国立療養所多磨全生園
- ・国立ハンセン病資料館

検討チーム議論を踏まえた当面の取組

<主に初等中等教育段階>

① ハンセン病に関する学習に関する教材の充実や活用の促進

- 厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」については、国が作成した教材で安心して授業で活用できる等の評価がある。また、ハンセン病に関する講演等では小学校高学年の反応が良いという意見がある。児童生徒の発達段階に応じたハンセン病に関する人権教育を充実させるため、今後、小学校や中学校における指導事例を周知する。

② ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実

- 教員個人ではなく教育委員会や学校の組織的なハンセン病に関する人権教育の取組を促すため、引き続き、各都道府県等の人権教育担当者や人権教育指導者が集まる会議において、国の施策動向や有用なコンテンツ等に関する情報提供を図る。
- より多くの教員がハンセン病に関する実践的な人権教育に取り組めるよう、独立行政法人教職員支援機構において、指導の要点について学ぶことができるオンライン研修教材の作成・配信を進める。

<主に高等教育段階>

③ ハンセン病に係る教育に関する各大学の取組の把握と支援

- 大学におけるハンセン病に関する教育において参照・使用できるよう、ハンセン病に関する教材や、国立ハンセン病資料館をはじめとする教育への協力を要請する国の施設・機関等を取りまとめ情報提供を行う。
- 大学におけるハンセン病に係る教育の全体的な状況について調査・公表する。※平成30年度大学改革状況調査において実施済み

<ハンセン病に関する学習のための基盤整備>

④ ハンセン病に関する学習のための関連資料等の収集と提供

- ハンセン病当事者の声は、ハンセン病に関する学習を進める上で説得力のある教材でもある一方、当事者の高齢化やコロナ禍等により、当事者との直接交流には制約があるため、各所で収集している当事者の映像や声が教育・研修等で活用されるよう周知を行う。
- 引き続き厚労省・法務省と連携し、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、中学生向けパンフレット、法務省作成の人権啓発動画及び冊子、国立ハンセン病資料館の学芸員等の講師派遣等のハンセン病に関する人権教育に活用できる資料等の周知を行う。

今後の取組

- 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」等を通じて、当事者の方々のご意見を伺いながら、更なる取組の充実に向けて引き続き検討を行う。

(検討を通じて出た主な意見)

(共通事項)

- 設置者や国がハンセン病教育の取組を促す姿勢を示せば、各学校は取り組みやすくなる。
- シンポジウムを開催するだけでなく、関係省庁が連携して教員への意識付け等を行い継続的・日常的な取組に繋げていくことが重要。
- 当事者の話は説得力があるが、高齢化が進んでいるため、当事者の声を収録した映像資料を作成することが有効。また、当事者や家族に対する差別について教えることも重要だが、同時に尊厳を失わずに誇りを持って生き向いてきたことに重点を置いて普及啓発を行うことも重要。
- ハンセン病について学ぶことは重要であるが、ハンセン病の問題は入口に様々な人権問題について学ぶきっかけとしても有効。
- 道德教育と法的責任の自覚を促す人権教育の両方を進め「差別と立ち向かう行動ができる人間」を育てることが重要。
- ハンセンの経験を新型コロナウイルス感染症でも活用するべき。当時ハンセン病は伝染性の恐ろしい病と認識されていたが、今も昔のようにコロナ患者等の人権侵害をしている。ハンセンの学習をコロナ差別の問題に転換することはあり得る。

(主に初等中等教育)

- ハンセン病に関する教材は少なく、国が作った資料は安心して授業で使えるのでありがたい。ハンセン病資料館で教材の貸出も行っているので積極的に活用すべき。
- ハンセン病人権学習に役立つ授業実践例や学習資料等を国がまとめて刊行するべき。
- 研修等でハンセン病に関する知識を学ぶことも重要であるが、実際に「授業の場」に立つことを前提とした実践的な研修がより重要。
- 人権問題というデリケートな課題に対しては、教員個人で対応するのではなく、管理職が指導計画や資料を確認するなど、学校が組織的に対応することが必要。
- 個人人権課題に関する教育をいきなり扱うのではなく、「偏見差別はいけない」「他人に優しく」等のベースとなる部分をしっかりと教えたうえで、個人人権課題を取り扱うことが重要。
- 正しい知識を学んだ子が親に伝え、親の偏見も解消された例もある。学校教育は極めて重要。

(主に高等教育・社会教育)

- ハンセン病は、医療関係者だけでなく一般社会人にとっても人間の尊厳に関する問題を学ぶことができ意義がある。
- 大学のカリキュラム編成の際に学内の合意形成が一番難しい。ハンセン病というテーマには普遍性があることなど国が重要性を位置付けることを期待。
- 講師の選定が難しいため、講師の派遣等に対する支援を期待。
- 子供と保護者、地域の人と一緒に学ぶ公開講座が有効。

「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂しました。今回の改訂版からは、デジタルテキストとして、文部科学省のホームページに掲載することとしましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和4年12月6日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導提要の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成22年に生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として「生徒指導提要」が作成されて以降、いじめ防止対策推進法を始めとする関係法規の成立や組織体制の在り方の変化など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、いじめの重大事態件数や児童生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど、課題はより一層深刻化している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理し、今日的な課題に対応していくため、「生徒指導提要」について12年ぶりの改訂を行いました。

改訂版は、印刷や製本等は行わず、デジタルテキストとして文部科学省のホームページに公表いたします。これは、本書が教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用いただくことを想定していること、関連情報に容易にアクセスできるようにするなど読み手の活用のしやすさを考慮したものです。

つきましては、こうした趣旨に何卒ご理解いただき、次ページ掲載のURL又はQRコードからご覧いただき、生徒指導の実践においてご活用いただきますようよろしくお願いいたします。なお、デジタルテキストの活用ガイドもあわせて掲載していますので適宜ご参照ください。

また、生徒指導提要（改訂版）の普及啓発を行うため、改訂のポイントや各章の解説等の行政説明を行う予定です。スケジュール等については下記に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人

及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

【生徒指導提要（改訂版）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



【改訂の主な内容】

- 「積極的な生徒指導」の充実
 - ✓ 児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実しています。
- 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映
 - ✓ 個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映しています。
- 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映
 - ✓ 生徒指導全般に係る事項として、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映しています。

【周知に関する今後のスケジュール】

- オンライン行政説明会（令和4年12月下旬）
 - ✓ 12月22日、23日、26日にオンラインで行政説明を行う予定です。追って正式な開催案内をお送りしますので、参加を希望する自治体におかれては、参加申し込みをお願いします。
- 全国都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議（令和5年1月23日）
 - ✓ 令和5年1月23日に開催予定の標記会議で、生徒指導提要の解説等を行う予定です。なお、開催案内は12月頃にお送りします。
- 希望する自治体において行政説明（対面／オンライン）（令和5年1月以降）
 - ✓ 個別に行政説明を希望する自治体におかれては、随時、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線3298）

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について（依頼）

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある人道問題です。政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

拉致問題の解決のためには、国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示していただくことが、問題解決に向けた力強い後押しとなります。

その関連で、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代の方々への啓発が重要な課題となっています。

このため、拉致問題対策本部及び文部科学省では、これまで学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」を積極的に授業で活用することを促してきたところです。また、授業等でアニメ「めぐみ」等を視聴した上で、自分自身で拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施しています。

今後とも、拉致問題の重大さを一層御認識いただき、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持っていただけるよう、令和5年度においても、学校等において、これまで以上にこれらの映像作品を活用していただくとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールへの参加について、皆様方の御協力をお願いいたします。また、小中学生を対象としたこども向けパンフレット「たいせつな人をとり戻すために」、映像作品「北朝鮮による拉致問題を考える－日本の拉致被害者御家族の訴え－」を新たに制作するとともに、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」を、学校現場に無償で貸し出しを始めましたのでご活用ください。詳細については、貴下担当宛てお送りします。

また、令和5年7月25日（火）午後に「令和5年度拉致問題に関する教員等研修」をオンラインにて実施します。既に貴下担当宛に推薦依頼を送付済みのところ、本研修につきましても引き続き御協力願います。

令和5年4月24日

国务大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

松野博一
永岡桂子

この度、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

5文科教第592号
令和5年6月23日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国立大学法人の長
独立行政法人高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する
各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省高等教育局長
池田貴城

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）

この度、第211回国会において、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「本法」という。）が成立し、令和5年6月23日に公布されました（別添①）。

本法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としており、公布の日から施行することとされています。

本法においては、第2条において、「ジェンダーアイデンティティ」を「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」と定義し、第6条第2項及び第10条において、学校の設置者及びその設置する学校に対し、本法に定める基本理念に則り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童生徒等の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めることや、第12条において、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意すること等が規定されています。

なお、本法第8条において、政府は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定することとされており、今後、内閣府を中心として策定作業が行われることとなりますので、策定された際には別途お知らせします。

文部科学省では教育基本法（平成18年法律第120号）第13条に基づく学校、家庭及び地域住民の相互の連携及び協力を前提として、これまでも、学校教育や社会教育における人権教育を通して、児童生徒等の発達段階に応じて、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性同一性障害や性的指向等に係る児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、他の児童生徒等への配慮の観点も含め、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加等の取組を行ってきたところですが、本法の趣旨や関係規定に基づき、これらの取組を引き続き推進してまいります。

各学校設置者等におかれても、これまでも既に性的マイノリティの児童生徒等への対応に取り組んでいただいているところですが、別添②～⑥にこれまでの文部科学省の取組についてまとめておりますので、改めてご確認いただき、引き続き適切に対応していただくようお願いいたします。

また、これらの資料も含め、文部科学省における性的マイノリティに関する施策については、下記の文部科学省ウェブサイトにも掲載しておりますので、併せてご利用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校及び学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

なお、本件については、内閣府から各都道府県知事宛に別添⑦の通り、通知が発出されておりますので、併せてお知らせします。

(別添)

- ① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 6 8 号）
- ② 生徒指導提要（改訂版）※性的マイノリティ関係の記載抜粋
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（教職員向け）パンフレット
- ④ 独立行政法人日本学生支援機構「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け理解・啓発資料）
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構校内研修シリーズ「学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち」
- ⑥ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（通知）
- ⑦ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について（通知）」（内閣府通知）

(文部科学省ウェブサイト「性的マイノリティに関する施策」)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1415166_00004.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
TEL：03-5253-4111〔内線〕3073

別添略

ハンセン病問題に関する教育を行う際に活用できる資料や事業が充実しましたので、これらを活用し、ハンセン病問題に関する教育を更に推進をしていただくようお願いします。

5 初児生第 22 号
健生難発 1130 第 1 号
法務省権啓第 99 号
令和 5 年 11 月 30 日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
伊藤 史 恵

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
常盤木 祐 一

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里 賀 奈 子

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
古 田 和 之

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
山 田 章 平

法務省人権擁護局人権啓発課長
三 宅 義 寛

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※）が取りまとめられたところであり、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、法務省が作成している人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、令和3年12月に、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しました。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、国立ハンセン病資料館に委託し、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしく願いいたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体には認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしく願いいたします。

※「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して第一学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和3年8月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和5年度においては、既に、各中学校等宛てに発送しており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、各中学校等におかれては、学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、回答に御協力いただき、回答内容について問い合わせを行うこともあることを御理解いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和3年12月6日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、「人権教育研究推進事業」の成果が文部科学省ホームページに掲載されている。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する中学校の事例や、国立ハンセン病資料館と連携する小学校の事例などが含まれている（注）ため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm



(注) 小学校の事例では、国立ハンセン病資料館の学芸員からハンセン病についてオンラインで学ぶ授業を総合的な学習の時間で行っている。また、中学校の事例では、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを特別の教科道徳の指導で活用している。

4. 人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」について

法務省が作成した人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている34分の動画で、YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいてDVDの貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小中学生向けとして作成されたものであるため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

また、法務局又は地方法務局の人権擁護委員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto



【活用の手引き等掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について (無料)

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設や資料等がある。各学校の実情に応じて、これらの関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添6) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添7) 国立ハンセン病資料館出張講座(学芸員)
- (別添8) 講師等派遣事業(御家族)
- (別添9) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
若林、櫻井
TEL: 03-5253-4111(内線 3291)
E-mail: jidous@mext.go.jp

(初等中等教育(学習指導要領)について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
川口、齊藤、木村
TEL: 03-5253-4111(内線 2075)
E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(社会教育について)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係
時枝、伊藤、小林
TEL: 03-5253-4111(内線 3276)
E-mail: kyousei@mext.go.jp

(大学及び高等専門学校について)

文部科学省高等教育局
大学教育・入試課学務係
山田、久保
TEL: 03-5253-4111(内線 3334)
E-mail: gakumu@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
船木、高田
TEL: 03-5253-4111(内線 2915)
E-mail: syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、講師等派遣事業について)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係
岩倉、平塚
TEL: 03-5253-1111(内線 2980、2369)

(人権啓発動画「「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～」、
人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係
安部、野田

TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)

E-mail : keihatsu@i.moj.go.jp

別添略

5 文科初第 1788 号
令和 6 年 1 月 17 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各大学共同利用法人機構長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

殿

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

文部科学省初等中等教育局長

矢 野 和 彦

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

スポーツ庁次長

茂 里 毅

文化庁次長

森 田 正 信

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の
解消の推進に関する対応指針について（通知）

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）の一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

本指針に関する概要及び留意事項については、下記のとおりです。

各教育段階においては、学校法人、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項に規定する学校設置会社、学校教育法（昭和28年政令第340号）附則第6条の規定により幼稚園を設置する法人及び個人（以下「学校法人等」という。）の事業者が本指針の対象となることから、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所管の学校法人等に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

私立の専修学校及び各種学校を設置する事業者についても本指針の対象となることから、各都道府県におかれては、所轄の専修学校及び各種学校に対して、下記について周知を図るとともに、既に配慮が必要な生徒を受け入れている専修学校高等課程も参考に、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

また、社会教育・生涯学習においては、私立の社会教育施設や社会教育関係団体が本指針の対象となることから、域内の私立の社会教育施設や社会教育関係団体に対して、特に別紙1を参照の上、適切に対応がなされるよう、下記について周知を図るとともに、必要な指導又は助言をお願いします。

各教育委員会及び公立学校、国立大学、国立高等専門学校及び大学共同利用機関、国公立の専修学校及び各種学校、公立の社会教育施設は本指針の直接の対象ではありませんが、法に適切に対応するための参考としていただくようお願いします。なお、都道府県教育委員会、公立大学法人におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）、社会教育施設及び域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会が法に適切に対応するための参考となるよう、下記について周知を図るとともに、今後、法第10条第1項の規定に基づき、職員が適切に対応するために必要な要領（以下「都道府県対応要領」という。）を策定する際には、本指針及び法第9条第1項に基づいて文部科学省が策定する対応要領（以下「文部科学省対応要領」という。）も参照ください。また、域内の市町村教育委員会が法第10条第1項の規定に基づく要領（以下「市町村対応要領」という。）を策定する際には、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

なお、文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領については、別途事務連絡を送付し、ウェブサイトに掲載する予定です。

記

1. 本指針の概要

第1 趣旨

1 法の制定の背景及び経過

法は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とすること。

また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や事例の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が公布されたこと。

2 法の基本的な考え方

- (1) 法の対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。
- (2) 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としていること。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることから、対応指針の対象外となること。なお、同法において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意すること。

3 本指針の位置付け

本指針は、法第11条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第8条に規定する事項に関し、文部科学省が所管する分野における事業者（以下「関係事業者」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものであること。

事業者とは、商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）、すなわち、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、学校法人、宗教法人、非営利事業を行う社会福祉法人及び特定非営利活動法人を含むこと。

主たる事業に付随する事業も法の「事業」に該当し、例えば、学校法人が設置する大学医学部の附属病院や宗教法人が設置する博物館等についても、本指針が適用されること。

4 留意点

本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味すること。

関係事業者における取組は、本指針を参考にして自主的に行われることが期待されるが、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされていること。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、文部科学大臣は、関係事業者に対して、本指針に係る十分な情報提供を行うとともに、第5のとおり、相談窓口を設置すること。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害であること。

なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当すること。

イ 障害者を障害者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、後述する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらないこと。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合であること。関係事業者は、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、関係事業者、第三者の権利利益の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて障害者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。

関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましく、関係事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められること。

(3) 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は別紙1のとおりであること。

なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をしなければならないこと。

ア これまで事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされていたが、令和3年の法改正により、法的義務へと改められたこと、関係事業者においては、合理的配慮の提供の義務化を契機として、本指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められること。

イ 合理的配慮の内容は、「環境の整備」に係る状況や技術の進展，社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり，障害の状態等が変化することもあるため，特に，障害者との関係性が長期にわたる場合等には，提供する合理的配慮について，適宜，見直しを行うことが重要であること，合理的配慮の提供に当たっては，障害者の性別，年齢，状態等に配慮するものとし，特に障害のある女性に対しては，障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意すること。

合理的配慮は，関係事業者の事業の目的・内容・機能に照らし，必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること，障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること，事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があること。

建設的対話に当たっては，障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と関係事業者が共に考えていくために，双方がお互いの状況の理解に努めることが重要であり，例えば，障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や，関係事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等，建設的対話を通じて相互理解を深め，様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられること。

ウ 意思の表明に当たっては，具体的場面において，社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか，障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられ，本人の意思の表明が困難な場合には，コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むこと。

なお，障害の特性等により意思の表明が困難な障害者がコミュニケーションを支援する者を伴っておらず，本人の意思の表明も支援者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより，意思の表明がない場合であっても，当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には，法の趣旨に鑑み，当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど，自主的な取組に努めることが望ましいこと。

エ 介助者や支援員等の人的支援に関しては，障害者本人との人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため，これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましいこと。また，支援機器の活用により，障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから，支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましいこと。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、関係事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められること。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

(3) 合理的配慮の例

合理的配慮の例は別紙1のとおりであること。

掲載した具体例については、あくまでも例示であり、掲載した例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、あらゆる関係事業者が必ずしも実施するものではないことに留意すること。

合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例は別紙1のとおりであり、これらの例についても、掲載されている例はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意すること。

(4) 環境の整備との関係

法第5条においては、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（施設や設備のバリアフリー化，意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援，障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等をいう。以下同じ。）を、環境の整備として事業者の努力義務としていること。

環境の整備においては、新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待され、ハード面のみならず、職員に対する研修や、規程の整備等の対応も含まれることが重要であること。

障害を理由とする差別の解消のための取組は、法や高齢者、障害者等

の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）等不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づくこのような環境の整備に係る施策や取組を着実に進めることが必要であり、特に、公立小中学校等及び特別支援学校については、一定規模以上の施設の新築等を行う場合には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）で定める建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない、既存の施設についても、同基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、その他の学校施設についても、新築等を行う場合には同基準への適合が努力義務となっていること。

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置であり、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は別紙 1 のとおりであること。

なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことは有効であり、環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合においても、その都度の合理的配慮の提供が不要となるという点で、中・長期的なコストの削減・効率化にも資することとなること。

第 3 関係事業者における相談体制の整備

関係事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設による相談窓口の整備や、相談対応を行う担当者をあらかじめ定めておく等といった、組織的な対応ができるような措置を講ずることが重要であること、また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましいこと。なお、ホームページによる周知に際しては、視覚障害者、聴覚障害者等の情報アクセシビリティに配慮することが望ましいこと。

また、実際の相談事例については、プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましいこと。

第 4 関係事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する仕組みの整備

関係事業者は、障害者に対して性別や年齢等にも配慮しながら適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、いわゆる「社会モデル」の考え方を含めた障害に関する理解の促進を図ることが重要である

こと。

特に学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達の段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障害、高次脳機能障害等についての理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましいこと。

研修・啓発においては、内閣府が障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて提供している、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例及び文部科学省や独立行政法人等が提供する各種情報を活用することが効果的であること。また、研修・啓発の内容によっては、医療、保健、福祉等の関係機関や障害者関係団体と連携して実施することも効果的であること。

さらに、関係事業者の内部規則やマニュアル等について、障害者へのサービス提供等を制限するような内容が含まれていないかについて点検することや、個別の相談事案等への対応を契機として、必要な改正等を検討するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に資するような対応が重要であること。

第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

文部科学省所管事業分野に係る相談窓口は以下のとおりであり、さらに詳細な相談窓口は内閣府のホームページに掲載していること。

事業分野	相談窓口
○教育分野 ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校関係 ・大学、高等専門学校関係 ・専修学校、各種学校関係 ・社会教育、生涯学習関係	初等中等教育局特別支援教育課 高等教育局学生支援課 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
○スポーツ分野	スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室
○文化芸術分野	文化庁各事業所管課室
○科学技術・学術分野	科学技術・学術政策局政策課

別紙1 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例
別添のとおり。

別紙2 分野別の留意点

教育分野

1 総論

学校教育分野においては、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第 24 条、障害者基本法第 4 条第 1 項及び第 16 条第 1 項、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 4 条第 2 項等の規定も踏まえて、既に取り組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成 24 年 7 月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」及び文部科学省高等教育局長決定により開催された「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が平成 29 年 3 月に取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」等により示されていること。また、平成 31 年 3 月に取りまとめられた「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」報告書において、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくりに当たって、合理的配慮の推進の必要性が示されていること。

さらに、令和 4 年 9 月に公表された障害者権利委員会からの総括所見において、合理的配慮の保障も含めた教育環境の改善等について勧告されたこと。

令和 5 年 3 月には「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」も取りまとめられ、通常の学級においても障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援がなされるよう方向性が示されていること。

加えて、令和 5 年 4 月より、法の改正等を背景として、障害のある学生の修学支援に関する検討会が改めて設置され、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方について検討が行われていること。

また、令和元年 6 月には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）が、令和 4 年 5 月には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）が、それぞれ成立したところであり、これらの法による理念や規定を踏まえた取組は、学校教育段階だけでなく、地方公共団体における生涯学習提供者や社会教育施設等においても共生社会の実現に向けて同様に推進されるべきものであること。

専修学校及び各種学校を設置する事業者においては、後述する教育段階の留意点を参考として対応することが望ましいこと。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児、児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当であり、主として以下の点に留意すること。

ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第 24 条第 1 項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するこ

とを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であること。

イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であること。

ウ 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要であること。

エ 合理的配慮は、障害者がある能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であること。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要であること。

オ 進学や進級等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要であること。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児、児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み、幼児教育段階や小学校入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児及び児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましいこと。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況、就学相談の内容を参考とすること、後述する校内委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられること。また、障害のある子供一人一人の教育的ニーズや必要な支援の内容を、複数の担当者で検討したり、実態の的確な把握（各種のアセスメント等）や個別の教育支援計画等を作成するために専門家等の活用を図ったりするなど、具体的な対応を組織的に進めることが大切であること。

(2) 合理的配慮の例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」も参考とすることが効果的であること。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいこと。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

学校の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要であること。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、後述する校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めること。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置すること。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成すること。

学校においては、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要であること。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者

である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要であること。また、必要に応じ、法に基づいて設置される地域の相談窓口と連携を図ることも考えられること。

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「国民一人一人が法の趣旨について理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としていること。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であること。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者や地域の方々が、共同学習や学校開放等を通じて学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができること。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要であること。

3 高等教育段階

障害のある学生の修学支援については、本項に記載の内容のほか、文部科学省高等教育局長決定による「障害のある学生の修学支援に関する検討会」において報告されている各「まとめ」も参照しつつ対応することが望ましいこと。

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれること。

- ① 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。

- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④ 教育方法等：情報保障，コミュニケーション上の配慮を行うこと，また，試験，成績評価の実施にあたっては，教育目標や公平性を損なう評価基準の変更や，合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意しつつ，配慮を行うこと。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう，バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の例

別紙1のほか，独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」，「合理的配慮ハンドブック」等も参考とすることが効果的であること。

なお，これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく，一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましいこと。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は，リーダーシップを発揮し，大学等全体として，学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要であること。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり，必要に応じ，障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員，コーディネーター，相談員，手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか，学内（学生相談に関する部署・施設，保健管理に関する部署・施設，学習支援に関する部署・施設，障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で，関係部署・施設との連携を図ること。

なお，障害のある学生の所属学部や学科，担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は，学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に，これらの事案の内容を十分に確認した上で，必要な調整を図り，さらに再発防止のための措置を講じることが重要であること。

加えて，障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合，大学等は，本人からの不服申立てを受理し，

障害のある学生への支援を行う部署や委員会等に対して、第三者的視点から中立的な立場で調停ができる、紛争解決のための調整を行う学内組織を整備することが望ましいこと。

これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要であること。

併せて、大学等は、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、法に基づく紛争解決のための学外の相談窓口の存在を障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要であること。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、社会福祉法人、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討すること。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法であること。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の間人間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要であること。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要であること。なお、情報の共有方法・共有内容等については、合理的配慮の内容決定と同様に、障害のある学生本人との建設的対話による相互理解を通じて決定する必要があることに留意すること。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要であ

ること。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要であること。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれること。

4 社会教育・生涯学習

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害の有無にかかわらず、交流する機会や共に学ぶ機会を広く整備していくことが重要であること。教育基本法第3条では「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されていること。また同法第4条第2項において、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定されており、社会教育施設等の担当者や生涯学習における学習機会提供者においては、学習参加者本人・家族等と可能な限りの合意形成を図った上で、一人一人の障害の状態やニーズ等に応じた合理的配慮を決定し、提供することが期待されていること。

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」の報告書では、以下に挙げるバリアが指摘されていること。

- ① 学びの場における施設・設備面における環境のバリア
- ② 学習機会の提供主体等の「障害」に対する理解や合理的配慮に関する知識の不十分さによる意識のバリア
- ③ 学びの場にたどり着くまでの情報や学習に参加した際の情報保障の不十分さによる情報のバリア

①については、公民館や図書館において個別に定めている設置や運営についての基準の中で、障害者の参加促進や円滑な利用に向けた施設整備に努めるものとしていること。加えて②意識のバリア③情報のバリアに留意し、社会教育施設等における既存事業において、合理的配慮の準備があることを周知する等、段階を踏み、継続して障害者が安心して学ぶことができる環境を醸成することも必要であること。障害があることで、自由に学習機会を選択し、学ぶことが阻害されないよう、担当者や生涯学習提供者が、障害や合理的配慮への理解を深め、参加のための情報提供段階から留意することが望まれること。

(2) 合理的配慮の例

別紙1に記載のある学習参加時の合理的配慮だけでなく、潜在的ニーズのある障害者が社会教育施設等での学びの情報を取得し、選択するに当たっての障壁について、以下に挙げる配慮を提供することが望ましい。

- 講座の広報に「車椅子来場可」、「補助犬同伴可」等、アイコン等を用いてわかりやすく表示する。
- 視覚障害者へのパンフレットやイベントチラシに、点字版を作成したり、アプリで読み込みできる音声コードを記載して郵送したりする。
- 知的障害や発達障害のある参加者に向けたパンフレットや資料等に関する振る。

スポーツ・文化芸術分野

スポーツ分野については、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第5項において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。スポーツに関する施設及びサービス等を提供する事業者においては、障害の有無にかかわらず誰もが楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、障害者がスポーツに参加する機会の拡充を図るとの基本的な考え方を踏まえて対応することが適当であること。

文化芸術分野について、文化芸術基本法の前文は、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である」との理念を、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第3条は、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること」等の基本理念をそれぞれ掲げていること。文化芸術分野の関係事業者においては、これらの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要であること。

具体的には、以下の点に留意すること。

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

- 障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。

2. 留意事項

<初等中等教育段階>

第1 学校法人等における対応の留意事項

本指針における関係事業者に当たる学校法人等は、次の点に留意しつつ、法に適切に対応することが必要であること。

(1) 特別支援教育の理念

全ての学校において、障害のある幼児、児童及び生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児、児童及び生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っていること。

(2) 合理的配慮の提供（本指針第2の2及び別紙2「学校教育分野」の2(1)）

ア 対話による合意形成

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、学校法人等及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること。

学校法人等は、本人・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合において、均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、本人・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。対話においては、現在必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

イ 個別の教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、当該幼児、児童及び生徒に関わる教職員、特別支援教育支援員、関係機関の職員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。また、進級や進学等の移行期の引継ぎにより、一貫した組織的な支援が行わ

れるようにすること。

ウ 合理的配慮の柔軟な見直し

合理的配慮は、その障害のある子供が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることを、学校法人等及び本人・保護者との間で共通理解とすること。

エ 公立学校の事例の活用

学校法人等においては、公立学校の合理的配慮の提供例を参考とし、過重な負担とならない範囲で、同様の対応に努めること。その際、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の活用が有効であること。

(3) 相談体制の整備（本指針第3及び別紙2「学校教育分野」の2(3)）

学校の校長は、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する校内委員会の設置を一層徹底し、本人・保護者からの相談に組織的かつ迅速に対応する体制を整備すること。

各学校の設置者は、各学校における必要な環境の整備に努めると共に、このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応すること。

学校法人等においては、相談窓口や相談を受け付けた後の手続の流れについて、あらかじめ周知し、本人・保護者が相談体制を利用しやすい環境作りに努めること。

第2 教育委員会等における対応

教育委員会及びその設置する学校（以下「教育委員会等」という。）においては、法に適切に対応するに当たり、「第1 学校法人等における対応の留意事項」の各項目にも十分留意すること。さらに、公的な教育を担う機関として、次の点にも留意すること。

(1) 公的な教育機関としての責任

学校は、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある幼児、児童及び生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担う機関でもある。全ての教育委員会等において、公的な教育機関としての役割の重要性とその責任を十分認識し、特別支援教育の推進に努めること。

(2) 研修・啓発の推進

法の施行を契機として、従来から取組が進められている教員の専門性の向上に加え、全ての教職員が、法の趣旨を理解し、適切に対応できるようにするための研修・啓発を行うこと。研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

(3) 事例の蓄積と共有

教育委員会においては、合理的配慮の好事例や相談事例を、各学校の個別の経験知にとどめることなく、順次蓄積し広く共有することにより、地方公共団体全体としての対応の水準を高めるよう努めること。事例の蓄積と共有に当たっては、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」を運営する独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の要請に応じて連携することが望ましいこと。

(4) 学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領の作成

学校教育分野は、障害者との関係性が長期にわたるなど、固有の特徴を有することから、各教育委員会においては、法に適切に対応するため、学校教育に係る都道府県対応要領及び市町村対応要領又はこれらに類するガイドラインを作成するよう努めること。これから作成に着手する教育委員会においては、本指針及び文部科学省対応要領も参考としつつ、地域の実態に応じた内容とすることが望ましいこと。

作成した都道府県対応要領等は、法第10条第3項の規定に基づき、本人・保護者その他関係者の閲覧に供するため、公表するよう努めること。

<高等教育段階>

高等教育段階においては、法に適切に対応するため、本指針に加え、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が取りまとめた報告書（「第一次まとめ（平成24年度）」，「第二次まとめ（平成28年度）」，「第三次まとめ（令和5年度（予定））」）や、独立行政法人日本学生支援機構の策定する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」，「合理的配慮ハンドブック」等も参照することが望ましいこと。

(参考：関係資料の掲載 URL)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府ホームページ）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/r05/pdf/honbun.pdf>
- 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府ホームページ）
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 事業分野相談窓口（対応指針関係）（内閣府ホームページ）
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_sishin.pdf
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
- 障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/toushin/1414985.htm
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告 https://www.mext.go.jp/content/20230313-mxt_tokubetu02_000028093_01.pdf
- 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
- 障害のある学生の修学支援に関する検討会（令和5年度）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html
- 大学等における障害のある学生への支援・配慮事例（独立行政法人日本学生支援機構）
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html

- 教職員のための障害学生修学支援ガイド（独立行政法人日本学生支援機構）
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/index.html
- 合理的配慮ハンドブック（独立行政法人日本学生支援機構）
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html

【本件連絡先】

<幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校関係について>

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

電 話：03-5253-4111（内線）3193

F A X：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

<大学，高等専門学校関係について>

文部科学省高等教育局学生支援課

電 話：03-5253-4111（内線）2519

F A X：03-6734-3391

<専修学校・各種学校関係について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電 話：03-5253-4111（内線）2915

F A X：03-6734-3281

<社会教育・生涯学習関係について>

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

電 話：03-5253-4111（内線）3613

F A X：03-6734-3719

<スポーツ分野について>

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

電 話：03-5253-4111（内線）3490

F A X：03-6734-3792

<文化芸術分野について>

文化庁政策課

電 話：075-451-4111（内線）9516

F A X：03-6734-3811